

川西市立加茂小学校いじめ防止基本方針

令和4年1月改訂

川西市立加茂小学校

1 加茂小学校の教育方針

学校教育目標

人権を尊重し、やさしく、たくましく生きる加茂っ子を育成する
～夢のある楽しい加茂小学校をみんなでつくろう～

加茂小学校は、「夢のある楽しい加茂小学校」をみんなで作っていくことをめざしています。そのために、人権を尊重し、やさしくたくましく生きる加茂っ子を育てていきます。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制のもと、いじめの未然防止を進めます。また、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決していきます。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むための「川西市立加茂小学校いじめ防止基本方針」を以下のとおり定めます。

2 基本的な考え方

「いじめ」の定義（平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省））

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」ものです。

教職員が児童とともに、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、組織的に対応します。

法 律 上 の い じ め

- ・一定の人的関係がある
- ・心身の苦痛を感じている
- ・心理的、物理的な影響がある

社会通念上のいじめ

- ・力の差
- ・意図的
- ・継続的

「悪質ないじめ」で誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

法律で定義されるいじめは、社会通念上イメージするいじめよりも広い範囲となっています。

3 学校におけるいじめの防止等の指導體制、組織的対応等

(1) いじめ対応のための組織

ア いじめ防止チーム

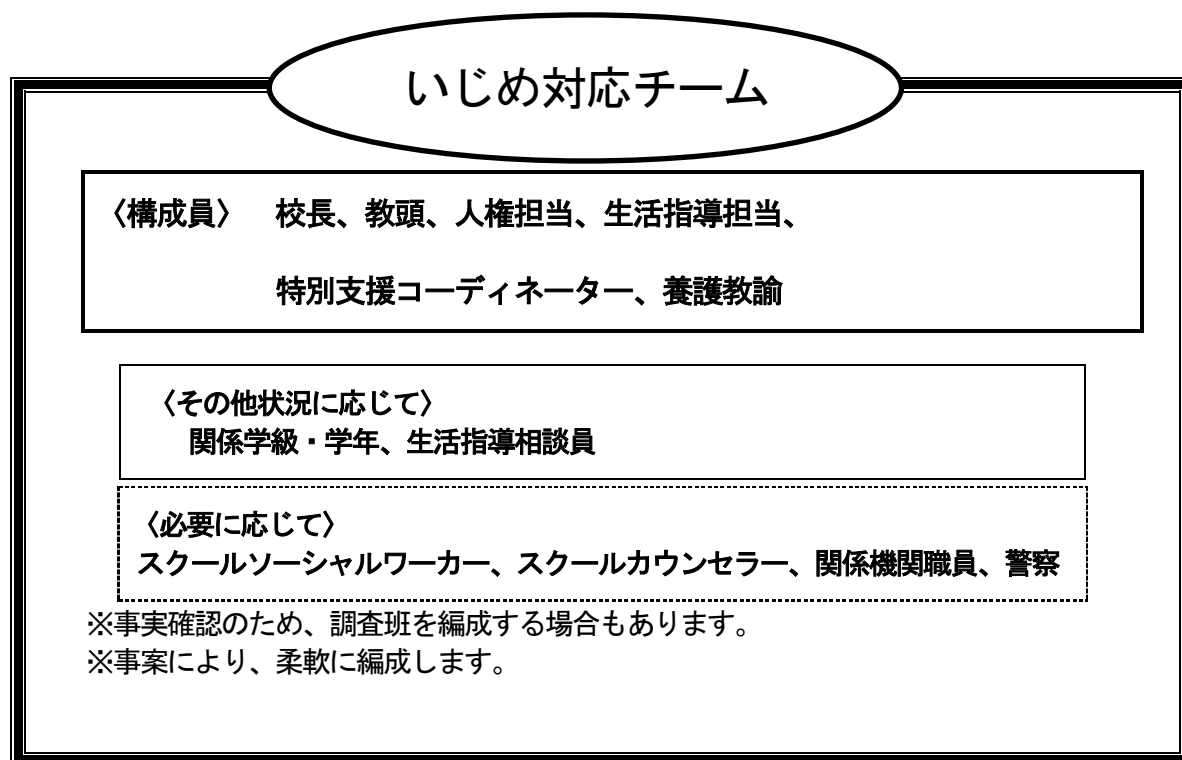
子どもの「絆づくり」や「居場所づくり」、学校風土改善等がいじめの未然防止、再発防止につながるという観点から、「いじめ防止チーム」を置き、いじめの未然防止や再発防止に日常的に取り組みます。

いじめ防止チームの構成員

校長・教頭・生活指導担当・人権担当・特別支援担当・各学年代表

イ いじめ対応チーム

いじめ（の疑いのある）事案が発生した際に、平時の「いじめ防止チーム」に、当該児童に関わりの深い教職員等を加えた「いじめ対応チーム」を結成し、早急に対応します。



(2) いじめの組織的対応

ア いじめの未然防止（いじめ防止チームの役割）

- 児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めます。
- いじめの未然防止等に関する措置を日常的に行うため、校長・教頭を含む複数の教職員等により、いじめ防止チームを置きます。（生活アンケートや個別面談日程調整を行います。）
- 全ての児童が、いじめに関わる可能性があるものとして、全ての児童と接していきます。

いじめの未然防止には、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気大切です。そうした雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。

教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めていきます。道徳・人権教育や体験活動等を含め、全ての教育活動を通じて、命の大切さについての指導を行います。

また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全ての児童が持てるように、様々な機会を通じて指導します。さらに、見て見ぬふりをすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを認識させます。

【日常における「いじめSOS」チェックリスト】	
教室の様子から ☐ 用具・机・椅子などが散乱していることが増える ☐ 教室にゴミが散乱している ☐ 個人用ロッカーなどにゴミが入れられる ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする	身辺状況から ☐ 髪の毛が不自然に切られている ☐ 体に擦り傷やあざが見られる ☐ 服が汚れていることが多くなる ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする ☐ 持ち物に落書きや破損の跡が見られる ☐ 友だちの話をしなくなる ☐ 泣いた後のような気配がすることが増える ☐ 心配そうな表情をするようになる ☐ 悲しそうな表情をすることが増える ☐ 妙に暗くなる ☐ うつむいて視線を合わせなくなる ☐ おどおどするようになる ☐ 笑っている時の顔が引きつっている ☐ 筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる
集団の様子から ☐ 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある	行動の中から ☐ 理由もなく一人で朝早く登校する ☐ 朝家を出たのに学校に来ない ☐ 遅刻・早退・欠席が増える ☐ 遅刻・早退・欠席の理由を明確に言わなくなる ☐ ぎりぎりの時間に登校する ☐ わざとらしくはしゃいでいる ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている ☐ 体調不調を訴えて保健室へ行きたがる ☐ 一人で行動することが多くなる ☐ 教職員の近くから離れようとしなくなる ☐ 教職員にばかり話しかけ近くにいたがる ☐ いつも本を読んでいる ☐ 何もかも嫌だというようになる ☐ みんなが帰るまで帰宅しない ☐ 校外学習や宿泊行事を楽しまなくなる
授業や学級活動・提出物から ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる ☐ 授業中に発表すると冷やかされる ☐ 授業中に他の児童生徒から発言を強要される ☐ 授業中に他の児童生徒の発言の中で突然個人名が出る ☐ 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる ☐ その子の持ち物を周りの子が触りたがらない ☐ グループ分けて孤立する ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある ☐ 他の子どもと席を替わるようになる ☐ 球技でパスされなかったり、パスが集中したりする ☐ 給食や掃除当番などで人気のない仕事をする ☐ 毎回リーダーや班長になる ☐ 作文などにいじめや自殺に関する記述が見られるようになる ☐ 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる ☐ 授業中職員に見えないように消しゴム投げをしている ☐ 理由もなく成績が突然下がる	
友だち関係から ☐ 友だちに悪口を言われているのに笑う ☐ 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える ☐ 友だちの使い走りをするようになる ☐ 他の子どもの肩代わりをするようになる ☐ どんな遊びでも、誘われると従う ☐ これまでと違う雰囲気の友だちと付き合い始める	

【1年間を通じた取組】

◇学校年間研修計画

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行います。

◇学校年間指導計画

- 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- 児童が自己と向き合い、他者・社会・自然との関わりを通して、生命に対する畏敬の念、共生共感を体得できる教育活動の充実を図ります。

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見に向けた取組
4月	・いじめ防止・対応チーム指導方針・計画作成	・こども園等、中学校との情報交換 ・学級づくり	・家庭訪問
5月	いじめ防止チーム会議 (事案発生時) いじめ対応チーム会議 職員会議	・参観日 ・中学校区人権交流 ・里山体験	・子ども交流
6月			・アンケート① ・個別面談(児童) ・個人懇談(保護者)
7月		・自然学校	
8月		・教職員の研修	・教職員の研修
9月		・里山体験	
10月		・運動会 ・市民体育祭 ・連合音楽会 ・修学旅行	・アンケート② ・個別面談(児童)
11月		・人権参観日 ・音楽会(隔年)	
12月		・加茂フェス	・個人懇談(保護者)
1月		・加茂フェス ・造形展(隔年)	
2月		・出前授業 ・参観日	・子ども交流 ・アンケート③ ・個別面談(児童)
3月	・いじめ防止・対応チーム本年度のまとめ	・1日入学 ・卒業式	

職員会議、いじめ防止・対応チーム

- ・いじめ防止チームは、定期的に児童の状況把握をし、日常の未然防止を図ります。
- ・いじめ対応チームは、事案発生時、即時に事実確認・対応策の検討・実施・検証を行います。
- ・職員会議では、各学年の児童の情報を共有します。

未然防止に向けた取組

- ・こども園・幼稚園・保育所、中学校との情報交換。
- ・中学校区における人権交流学习
- ・人権参観日の設定
- ・教職員の研修
(カネリガ・人権等)
- ・地域との交流行事
(市民体育祭等)
- ・集団での校外体験学習
(里山体験・自然学校・修学旅行)
- ・加茂小児童企画「加茂フェス」等
- ・出前授業
- ・1日入学
- ・運動会、音楽会、造形展などの行事

早期発見に向けた取組

- ・いじめ等に関するアンケート(生活アンケート)の実施(年3回)
- ・教育相談等、児童との個別面談
- ・家庭訪問
- ・保護者との個人懇談(年2回)
- ・子ども交流
- ・養護教諭との情報共有

イ いじめの早期発見

- 気になる行為等があった場合は、5W1Hを確認し教職員が情報を共有します。
- 「廊下を走らない」「人の嫌がることをしない」など当たり前、何気ない行為と思われがちなことも、意識的に指導します。
- 保護者と連携し、連絡及び情報交換を密に行います。

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り丁寧に日常的な観察に努めます。教職員は、児童のささいな変化を把握し、情報を学年等組織で共有して迅速に対応することが必要です。

様子に変化が見られると感じた児童がいる場合には、学年団や人権・生活指導・特別支援委員会等で気付いたことを共有し、複数の目で当該児童を見守ります。

気にかかる様子がある場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。

「加茂小生活アンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめを許さない学校づくりを目指します。

ウ いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたります。

いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで対応するのではなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、いじめ対応チーム等を中心に適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。また、傍観者の立場にいる児童には、いじめているのと同様であることを指導します。

家庭との連携をいつも以上に密にし、学校の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。

学校内だけで問題解決をするのではなく、必要に応じて各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。

【いじめを認知した時の基本的な対応】

いじめを発見した場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携し、以下のフローを参考に事案に応じた対応を行います。

“いじめ” が起きた時 ～見逃さず、許さず、協働して～

教職員から

児童から

保護者から

地域から

いじめの訴え、気になる情報、小さな異常を察知したなら

日頃の観察、生活アンケート、個人面談から

関係機関から

些細なことも軽視せず

ただちに、管理職に報告

“いじめ” を発見して早急に学校がすべきこと

〈いじめられた児童〉

- 事実の聴取と記録
- 守り抜く決意の伝達
- 安全の確保
- 気持ちへの寄り添い

〈保護者〉

- 把握した事実と指導方針の伝達
- 保護者の心情理解
- 指導方針への理解
- 信頼関係の構築

〈いじめた児童〉

- 事実の聴取と記録
- 個々に事実を聴取

〈周囲の児童〉

- 事実関係の把握

市教委への報告

いじめ対応チーム（緊急対策会議）の設置
指導体制の確立、指導方針の共通理解

関係機関との連携

教職員が一致協力して

深くかかわる

学校が次にすべきこと

〈いじめられた児童〉

- プロジェクトチームの結成（関わりの深い教職員、養護教諭、スクールカウンセラー等）

〈保護者〉

- 些細な変化にも注意を
- 事実関係の報告
- 解決に向けた連携強化

〈いじめた児童〉

- 不適切な行為であることを理解させる指導
- 必要に応じ専門機関と協働

学級での指導（傍観者からの脱却 共感的人間関係の構築 自己存在感を実感する学級づくり）

関係者が一致協力して

継続してかかわる

“いじめ” 発生後、学校が継続してすべきこと

〈いじめられた児童〉

- 安全・安心な登校・学校生活の確保
- 気持ちの受容・丁寧な観察

〈保護者〉

- 児童の変容に向けた連携強化

〈いじめた児童〉

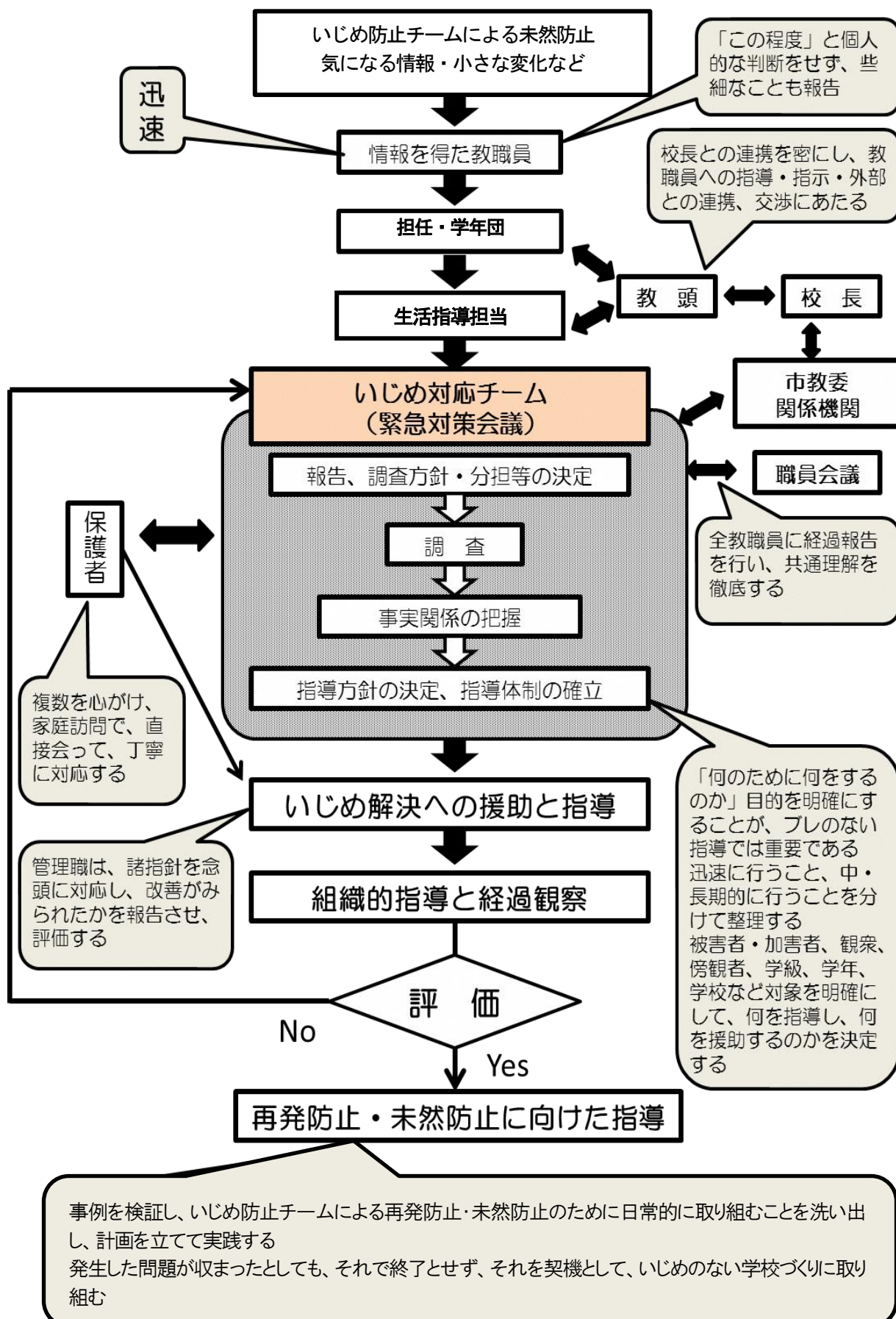
- 規範意識の育成
- 人間関係づくりの改善

〈児童全体への指導〉

人権意識の高揚 特別活動の充実 いじめを防ぎ解決できる学級づくり 学年集団育成の強化

常に“いじめ”の未然防止・再発防止に向けて積極的に取り組む

いじめ防止、対応チームの基本



【学校におけるいじめ事案の指導手順例】

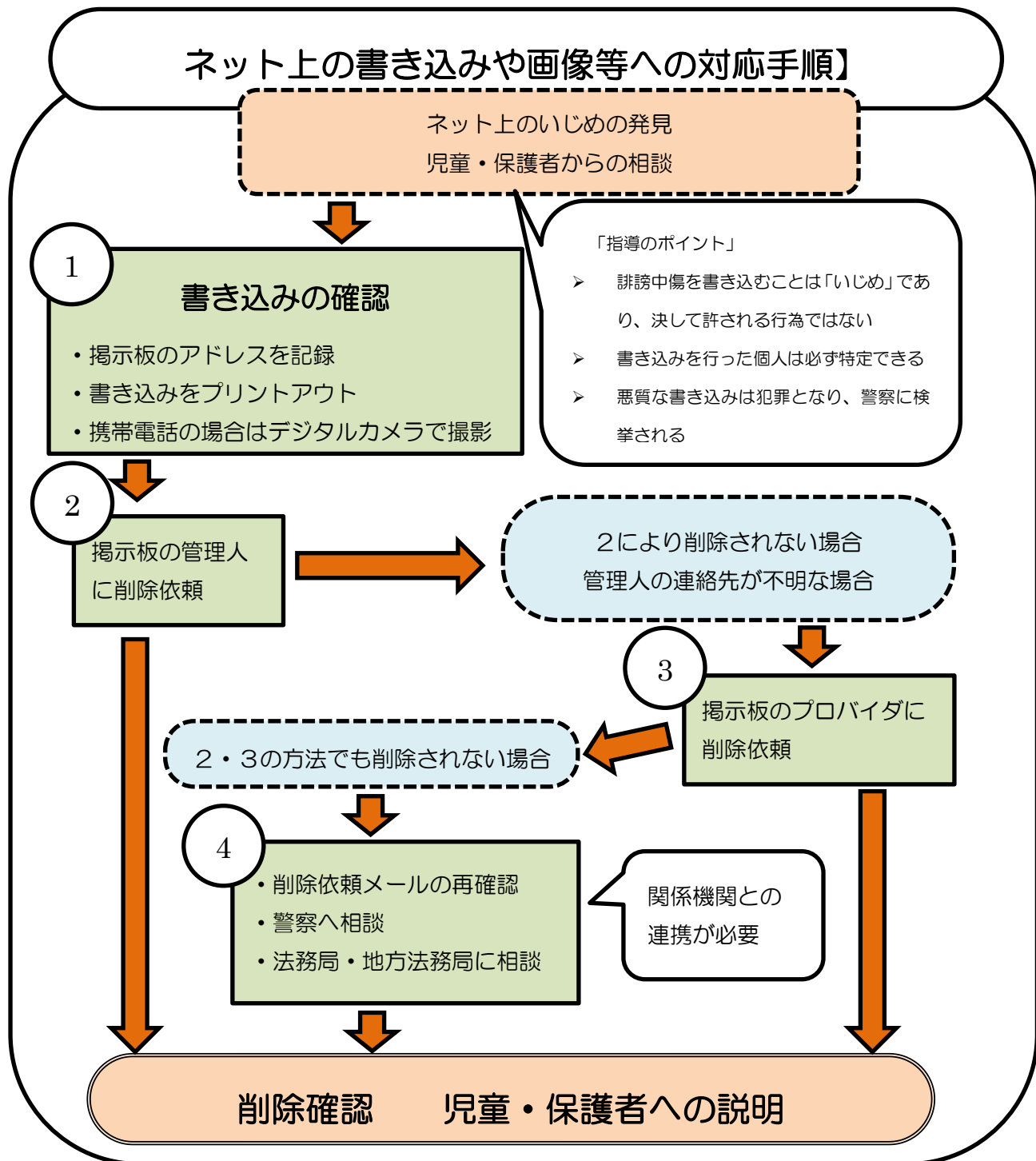
(1) 情報収集	発見した教職員が状況を報告・整理	状況を管理職及び生活指導担当に報告し、具体的に事実を整理します。	当該児童にかかわるすべての教職員から情報を収集します。具体的事実を詳細に時系列で整理します。
(2) 情報収集	複数の教職員から情報を収集	担任、教科担任、養護教諭等から情報を収集します。	
(3) 指導方針の検討	学年会・生活指導合同会の開催	収集した情報を基に今後の対応方針を検討します。	情報を共有し、方針の共通理解を図ります。
(4) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	被害児童の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明し、保護者の同意を得ます。	児童の家庭での状況を丁寧に聞き取ります。「いじめを許さない」という学校の強い意志を伝えます。
(5) 事実確認	被害児童からの聞き取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り添いつつ、具体的事実、思いを丁寧に聞き取ります。	児童間の力関係に留意し対応します。本人を守り通す意志を伝えます。
(6) 指導方針の検討	対策会議の招集 学校指導の開始 (市教委への報告)	確認した事実をもとに今後の指導方針を検討します。(校長、教頭、学年担任、生活指導担当、学級担任、養護教諭等)	被害児童の保護が必要な場合は対応を検討します。警察・関係機関との連携も視野に入れ、柔軟な対応を図ります。
(7) 事実確認	周囲の児童から聞き取り	被害児童の状況を的確に聞き取ります。人間関係には十分配慮します。	威圧的な態度にならないよう留意します。
(8) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の児童からの聞き取りを基に、事実を整理します。	より具体的な方針を協議します。
(9) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の状況についても聞き取りをします。	家庭での状況、保護者の思いを丁寧に聞き取ります。
(10) 事実確認	加害児童からの聞き取り	被害児童、教職員、周囲の生徒からの聞き取りを基に事実確認を行います。	決して威圧的にならないよう留意し、丁寧に聞き取りを行います。
(11) 指導方針の検討	対策会議の招集	加害児童からの聞き取りを基に事実を確認します。今後の指導方針を検討します。	被害児童や保護者の思いを十分配慮します。
(12) 保護者対応	加害児童の保護者への対応	確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明します。	難しい対応であることを認識し、客観的な事実を基に冷静に説明します。
	被害児童の保護者への対応	学校の取組の現状について説明します。当該児童の学校での様子を伝えます。	保護者・児童の思いに十分配慮します。
(13) 特別な指導	加害児童に対する毅然とした指導	学年及び生活指導担当が中心となって、指導方針に基づき指導を行います。	自らの行為に対峙させ、いじめの問題を理解させます。いじめを受けた児童の心情を十分に理解させるよう留意します。加害児童の自己存在感を失うことのないよう留意します。
(14) 人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害児童の保護者と連携し、意向を十分配慮して行います。	被害児童や保護者の心情を加害児童や保護者に伝え、今後、より良い人間関係が構築できるよう援助します。
(15) 学級指導	いじめのない学級づくりの展開	被害・加害児童だけの問題ではなく、周囲の児童(観衆・傍観者を含め)の指導を行います。場合により学年集会等を開きます。	積極的な生活指導を学年教師全員で行います。
(16) 指導後の状況把握	加害児童・被害児童の状況把握	加害児童・被害児童との面談、保護者との連携、授業での状況を把握します。	日常生活の状況をすべての教師が把握して対応します。
(17) 指導の総括	職員会議での総括	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点の検討・実施を図ります。	問題の終了ではなく、いじめのない学校づくりの開始として位置づけ対応します。

※上記の手順を基本としつつ、事案に応じた組織的な対応をします。

エ ネットいじめへの対応

ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努めます。未然防止に向け、児童が使用する携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発します。早期発見に向けては、児童が発するサインを見逃さないようにします。

ネット上のいじめとして、児童や保護者から相談等があれば、以下を基本に対応します。



また、事案によっては、以下の警察等の専門機関と連携し対応します。

- ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>
- 兵庫県警察サイバー犯罪対策課
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>
- 子どもの人権110番(神戸地方法務局人権擁護課)
電話 0120-007-110 F A X 078-392-0180

4 重大事態への対応

重大事態には、大きく分けて2通りがあります。

1 つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」です。児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童の状態で判断します。

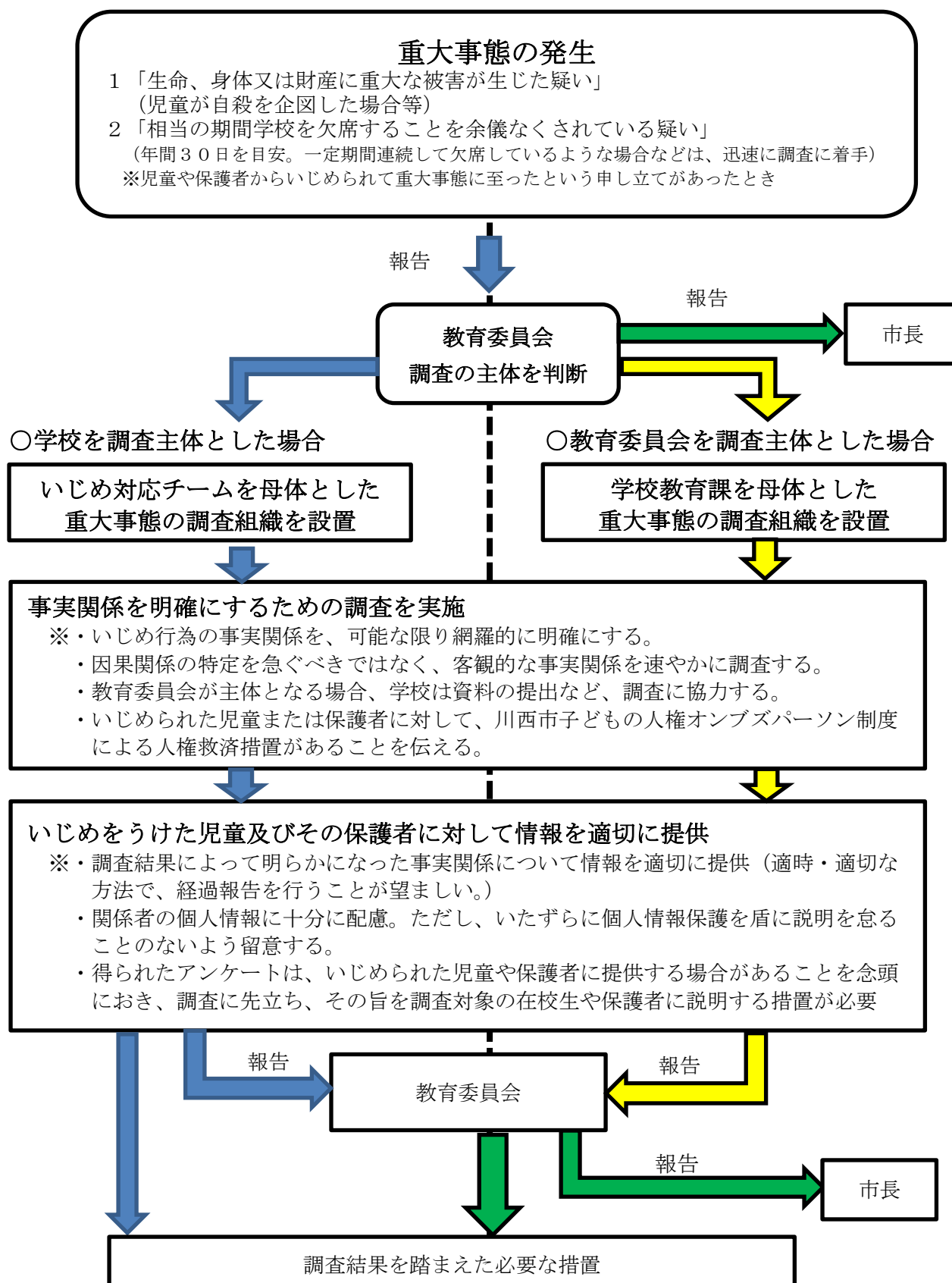
もう1 つは「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断します。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応します。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となって、いじめ対応チームに関係機関を加えて調査し、解決にあたります。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応します。

【重大事態への対応】



5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

(1) いじめの解消の要件

いじめが解消している状態とは、少なくともア、イの2つの要件を満たしていることが必要です。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含みます）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月間を目安とします。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、市又は学校の判断により、より長期の期間を設定することとします。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することとします。

(2) 特に配慮を要する児童生徒への対応について

ア 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行います。

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、保護者が国際結婚である児童、外国籍を有する児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童保護者等の多文化共生に関する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援を行います。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を進め、学校として必要な対応を行います。

6 その他の事項

いじめ防止等については、家庭・地域とともに取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針は、学校のホームページで公開し、様々な機会を通じて保護者や地域への情報発信に努めます。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて点検し、必要に応じて見直します。見直しに際して、児童の意見を取り入れたりするなど、児童が主体的に取り組めるよう進めます。また、家庭・地域とともに取り組む基本方針となるように、保護者や地域からの意見を積極的に取り入れます。